

## 第 19 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 1 月 13 日（火）午後 2 時 5 分から午後 3 時 16 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3 階）

3. 出席した農業委員（13 人）

|   |   |      |         |      |         |  |  |
|---|---|------|---------|------|---------|--|--|
| 会 | 長 | 14 番 | 前 川 正 人 |      |         |  |  |
| 委 | 員 | 1 番  | 佐 藤 雄 一 | 2 番  | 鹿 又 幸 也 |  |  |
|   |   | 3 番  | 後 藤 義 昭 | 5 番  | 中和田 吉 彦 |  |  |
|   |   | 6 番  | 館 山 友美子 | 7 番  | 小 島 良 金 |  |  |
|   |   | 8 番  | 小田原 正 一 | 9 番  | 瀧 澤 正 一 |  |  |
|   |   | 10 番 | 佐 藤 吉 美 | 11 番 | 坂 本 雄 司 |  |  |
|   |   | 12 番 | 廣 瀬 恵美子 | 13 番 | 武 島 竜 太 |  |  |

4. 欠席した農業委員（0 人）

5. 遅参した農業委員（0 人）

6. 農業委員会事務局職員

|              |         |
|--------------|---------|
| 事務局長         | 志 賀 謙 寿 |
| 事務局次長兼農業振興係長 | 新 妻 暁 生 |
| 農地係長         | 門 馬 優 樹 |
| 事務局主査        | 佐 藤 達 也 |

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

報告第2号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画  
(一括方式) について

## 8. 会議の概要

事務局長      それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長          本日は、第19回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。  
それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第19回相馬市農業委員会総会を開会いたします。  
日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長      それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。12月17日、水曜日、大野地区で農地の転用事実に関する現地調査を鹿又委員・廣瀬委員・大和田委員・志賀委員に実施していただいております。12月19日、金曜日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を実施いたしました。当日は多くの委員の皆様にご参加いただきありがとうございました。12月23日、火曜日、本日の総会に係る議案を配布させていただいております。1月6日、火曜日及び7日、水曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っていただいております。また、7日に新春のつどいが開催され、前川会長・武島職務代理者・佐藤振興委員長・小島振興副委員長に参加していただいております。報告は、以上でございます。

議 長          次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。13番武島竜太委員、1番佐藤雄一委員、ご兩名を指名いたします。  
次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長          ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。  
次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 専決処分について

てを議題といたします。(1) 農地の転用事実に関する照会について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 専決処分について、ご説明申し上げます。(1) 転用事実に関する照会について、今月は1件の照会がありました。福島地方法務局相馬支局登記官から、令和7年11月14日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱いさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりであり、当時の許可申請の内容は農地法第5条に基づく賃貸借権の設定となります。なお、申請人は、許可申請者本人(譲渡人)に当たります。令和7年11月28日に7番農業委員とともに確認を行い、転用目的「駐車場用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和7年11月28日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について(5) 農地使用貸借合意解約届出について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号・報告事項について、ご報告いたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は4件の届出を受理いたしました。番号1及び番号4について、去る1月6日、1番・3番・13番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施いたしました。どちらも届出の内容のとおり、農業用倉庫が建築されていることを確認いたしました。番号2

について、去る1月6日、1番・3番・13番委員とともに現地調査を実施いたしました。届出の内容のとおりに農業用の通路が設置されていることを確認いたしました。番号3について、去る1月7日、2番・3番・5番委員とともに現地調査を実施いたしました。届出の内容のとおりに農業用倉庫が建築されていることを確認いたしました。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。番号1について、去る1月7日、2番・3番・5番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。番号2については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、今月は9件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、番号4を除き、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。番号4については、田の一部のみ農業委員会によるあっせん等の希望がありました。現在の状況につきましては、地区担当の農業委員、推進委員にあっせんを依頼させていただいているところです。(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は6件の通知を受理いたしました。番号1から番号6の解約の理由については、耕作者変更によるものとなっております。新たな耕作者との契約については現在調整中となっております。(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。解約の理由については、所有者都合による合意解約となっており、解約後は、所有者が農地を管理することとなっております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員願います。

2 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件です。調査担当委員を代表して報告させていただきます。1月5日、地区担当推進委員と2名で現地にて譲受人、立会いのもと許可申請内容確認を行いましたのでご報告します。申請地の所在、用途等は議案書記載の通りです。権利の設定は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械等の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりの内容です。なお、備考欄に記載のとおり申請地は自宅と隣接し、これまで譲受人が相対にて耕作し現在も野菜等を栽培していることを確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号については問題ないと判断しました。許可基準第2号は譲受人が個人であるため非該当です。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当しません。許可基準第5号について譲受人に転貸の事実はないため非該当です。許可基準第6号の地域調和要件は議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号2番について、担当委員举手願います。5番中和田吉彦委員をお願いします。

5 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件をご報告申し上げます。申請人・申請地等は議案書記載のとおりです。去る1月8日、地区担当推進委員と譲受人と現地調査を行いましたので結果を報告いたします。権利の設定内容は議案書記載のとおり、売買です。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査にて確認をしています。よって、許可基準第1号・第4号は要件を満たしております。許可基準第2号は、譲受人は個人であるため非該当です。許可基準第3号は議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人には転貸の事実はないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件は議案書記載のとおりで地域調和が損なわれるようなことはございません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許

可相当であると判断いたしました。

議 長 続いて、番号3番について、担当委員举手願います。7番小島良金委員お願いします。

7 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番案件です。申請人・申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。昨年12月28日、地区担当推進委員とともに譲受人の自宅へ訪問し聞き取り調査を行いましたので調査結果を報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを聞き取り調査により確認をしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件・第4号農作業常時従事要件については要件を満たしております。許可基準第2号の農地所有適格法人要件について譲受人は個人であるため非該当です。許可基準第3号の信託契約の有無については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号の借入地の転貸、質入れについては譲受人に転貸・質入れの事実はないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書に記載のとおりです。また、申請地は譲受人が耕作をしている農地に隣接していて、譲り受けた農地を耕作することによって地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第6号まで、すべての要件は満たしております。また、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号4番について、担当委員举手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4番案件をご報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地については、議案書記載のとおりであります。去る1月6日、地区担当推進委員とともに現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので調査担当委員を代表して結果をご報告いたします。権利の設定内容、所有権の移転は議案書記載のとおり売買となります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況については議案書

記載のとおりです。譲受人は現地調査にて荒廃地がないことを確認しています。許可基準第1号、許可基準第4号については要件を満たしております。許可基準第2号については、譲受人は個人でありますので非該当となります。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については、譲受人には転貸の事実がありませんでしたので非該当となります。許可基準第6号の地域調和要件については、議案書記載のとおりでありまして、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 次、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。まず、番号1について、譲受人は申請地の隣接地に居住しており、申請地を相対にて使用貸借しております。今般、譲渡人が相続により申請地を取得したものの、申請地を長年にわたり耕作している譲受人に対して売却することを希望したことから、申請に至ったものとなります。次に、番号2について補足説明いたします。申請地は譲受人の所有農地に近接しており、同地区の中心経営体である譲受人が耕作を効率的に行いたいとの考えから、申請に至ったものとなります。次に、番号3について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、現在の耕作者である譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。なお、譲受人には、貸付地がありますが、これは基盤整備事業によるものであり全部効率利用要件からは、除外される土地となります。次に、番号4について補足説明いたします。申請地は荒廃農地であったため、農地復元作業の完了を待って、申請に至ったものであります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請人が農業委員会事務局で農地取得の相談をしていた際に、申請地が既に進入路用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人の亡祖父及び亡父が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま数十年前から進入路用地として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件2について、申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請人が農業委員会事務局で農地取得の相談をしていた際に、申請地が既に農業用倉庫、庭園、通路及び駐車場用地として使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま平成7年ごろから農業用倉庫等として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地及び原野です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。番号1番について、担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1 番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件です。去る1月6日、3番委員・13番委員・事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して報告いたします。申請人・申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は飯豊小学校まで300メートルの位置にあります。また、敷地に隣接する市道は幅員が4メートル以上あり、上下水道が敷設されているため第3種農地となる公益施設便益区域内農地の要件に該当し立地基準は満たしております。従って、許可基準第2号は該当いたしません。許可基準第4号は議案書に記載のとおりの方策で周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当推進委員からは現地調査以前に「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2 番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、2番案件です。調査担当委員を代表して報告させていただきます。1月7日、3番委員・5番委員・事務局2名とともに現地調査を行ってきましたので結果をご報告いたします。申請地の所在や転用後の用途等は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準の申請地は非線引き区域用途地域外に位置し、概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号①②③に関しては議案書記載のとおりの方策で周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。また、譲受人は、現在両親とともに磯部の実家で生活しておりますが、手狭となったため、新たに住居を建設し、妻子とともに移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3 番 農地法第5条の規定による許可申請、1番案件について報告いたします。1月7日、2番委員・5番委員・地区担当推進委員2人・事務局2人で現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のと

おりです。転用後の用途は一般住宅用地です。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。工事期間は許可の日から6か月になります。転用許可基準は、第1種中高層住居専用地域なので第3種の農地になります。転用許可基準第2号は非該当です。転用許可基準第4号は転用後は周辺農地に支障を及ぼした場合は責任を持って対処いたします。第5号は該当ありません。地区担当推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第4号 現況確認証明申請について、申請地の現況を2番委員・3番委員とともに1月7日に実施しました現地調査により確認してまいりましたのでご報告いたします。議案書に記載された理由のとおり周辺の状況から今後とも農地として耕作することは困難と見てまいりました。従って農地の現況は周辺の状況から判断して申請地目のとおり「山林」として証明することを適当であると判断しました。以上、代表して報告いたします。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 現況確認証明申請について、事務局より補足説明はありません。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号60番について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしております。こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙

手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る1月6日、1番委員・3番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。番号1番から番号60番まで順に判断結果を報告いたします。1番から10番まで原野、11番から12番まで山林、13番から34番まで原野、35番から42番まで山林、43番は農地、44番から53番まで原野、54番から56番まで山林、57番は農地、58番から60番まで原野と判断いたしました。以上の事から番号43番と番号57番を農地と判断し、それ以外を非農地と判断してまいりました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号43番・57番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり番号43番・57番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)についてを議題といたします。番号1番については、2番鹿又幸也委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、2番鹿又幸也委員は暫時の間、退場願います。

( 2番 鹿又幸也委員 退場 )

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)について、番号1番、権利の設定人・非設定人は議案書記載のとおりです。契約期間満了に伴い再度利用権を設定する契約です。また、備考欄に記載しているとおり105番地は面積5,073㎡のうち利用権設定面積は、田の部分の3,060㎡となります。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第6項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 番号1番 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)については意見なしとすることに決せられました。2番鹿又幸也委員の入場を認めます。

( 2番 鹿又幸也委員 入場 )

議 長 2番鹿又幸也委員にご報告いたします。議案第6号 番号1番 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)については意見なしとすることに決せられました。

続いて、番号2番・3番については、13番武島竜太委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから13番武島竜太委員は暫時の間、退場願います。

( 13番 武島竜太委員 退場 )

議 長 番号2番・3番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 番号2番・番号3番について権利の設定人・非設定人は議案書記載のとおりです。いずれも契約期間満了に伴い再度利用権を設定する契約です。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第6項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 番号2番・3番 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)については意見なしとすることに決せられました。13番武島

竜太委員委員の入場を認めます。

( 13番 武島竜太委員 入場 )

議 長 13番武島竜太委員にご報告いたします。議案第6号 番号2番・3番 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)については意見なしとすることに決せられました。続いて、番号4番から9番までについて相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 番号4番から番号9番まで、権利の設定人・非設定人は議案書記載のとおりです。番号4番につきましては、契約期間満了に伴い再度利用権を設定する契約です。番号5番から番号9番までは新たに利用権を設定する契約です。番号5番は備考欄に記載のとおり162番地の面積は4,654㎡のうち農地法第29条の届出のあった農業用水路があるため利用権設定の面積は4,630.5㎡となります。番号8番は備考欄に記載のとおり、借受人は法人として新規参入となりますが以前から同地区で耕作している家族が法人成りしたもので、市内での農業実績があります。また、253番地の1の面積は541㎡のうち公の道路部分を除いた508㎡が利用権設定となります。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第6項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 番号4番から9番 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)については意見なしとすることに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。

本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第19回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 13番 武島 竜太

議事録署名委員 1番 佐藤 雄一